

広島県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定によつて、次のとおり博物館登録原簿に登録した。

令和五年一月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

登録番号	登録年月日	博物館の所在地	博物館の名称	設置者の名称及び住所
第三三号	令和五年一月一三日	東広島市西条栄町九番一号	東広島市立美術館	東広島市 東広島市西条栄町八番二九号